

お客さま各位

令和 5 年 9 月 8 日

ながの農業協同組合

電話でお金詐欺等被害の未然防止に向けた A T M取引制限について

長野県 J Aバンク（県下 J Aおよび長野県信連）では、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みとして、下記のとおり一部のお客さまを対象に A T Mにおけるお取引（出金、振込、振替）の制限を実施させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。今回新たに対象となるお客様について下記日程のとおり、お取引を制限させていただきます。

全国的に電話でお金詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが公的機関等を騙り、高齢者の方からキャッシュカードを詐取、暗証番号を聞き出し、A T Mからお金を引き出す被害が発生するなど手口は巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 取引制限概要

対象年齢	お取引状況	制限内容 (ATM による 1 日あたり のご利用限度額)
70 歳以上	① <u>過去 2 年間^{※1} A T Mで 1 日あたり 30 万円以上の出金（振替、振込を含む）をしていない口座</u>	<u>出金（振込、振替を含む）限度額 3 0 万円</u>
	② <u>過去 2 年間^{※1} A T Mでキャッシュカードを利用した振込をしていない口座</u>	<u>ATM 振込限度額 0 円</u>

※1 該当期間；令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日

2. 利用制限開始日

令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火）

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある J A店舗窓口までお申し出ください。